

## 第4章 EUの農産物・食品の輸入検疫・検査手続

### ◎ 本章のポイント

本章は、輸出した商品がEUに到着してからの手続の解説である。本来、この手続はEU側の輸入者が手配または自ら行うので、輸出者は関係がないと考える人も多い。しかしこのような情報を輸出者側が知っておくことは、円滑な貿易のためにも必要であるし、日本側輸出者がやらなければならないことの理解にも役立つ。

日本の輸出者は、この章を参照して、日本側で用意しなければならない書類や手続の重要性を再確認することができる。

本章は、以下の2つの項目で構成している。

- I. EUの動植物検疫の手続
- II. EUの食品検査の手続

#### I. EUの動植物検疫の手続

検疫の必要がある貨物（植物、動物、水産物）について、必要な手続をフローチャートとともに解説している。

#### II. EUの食品検査の手続

上記以外の食品は、衛生安全上の必要性から、食品としての輸入許可が必要である。そのための必要な手続をフローチャートとともに解説している。

## **I. E Uの動植物検疫の手続**

### **1. 輸入検疫**

輸入検疫は動物性食品と野菜・果実等に必要である。

#### **1) 動物性食品**

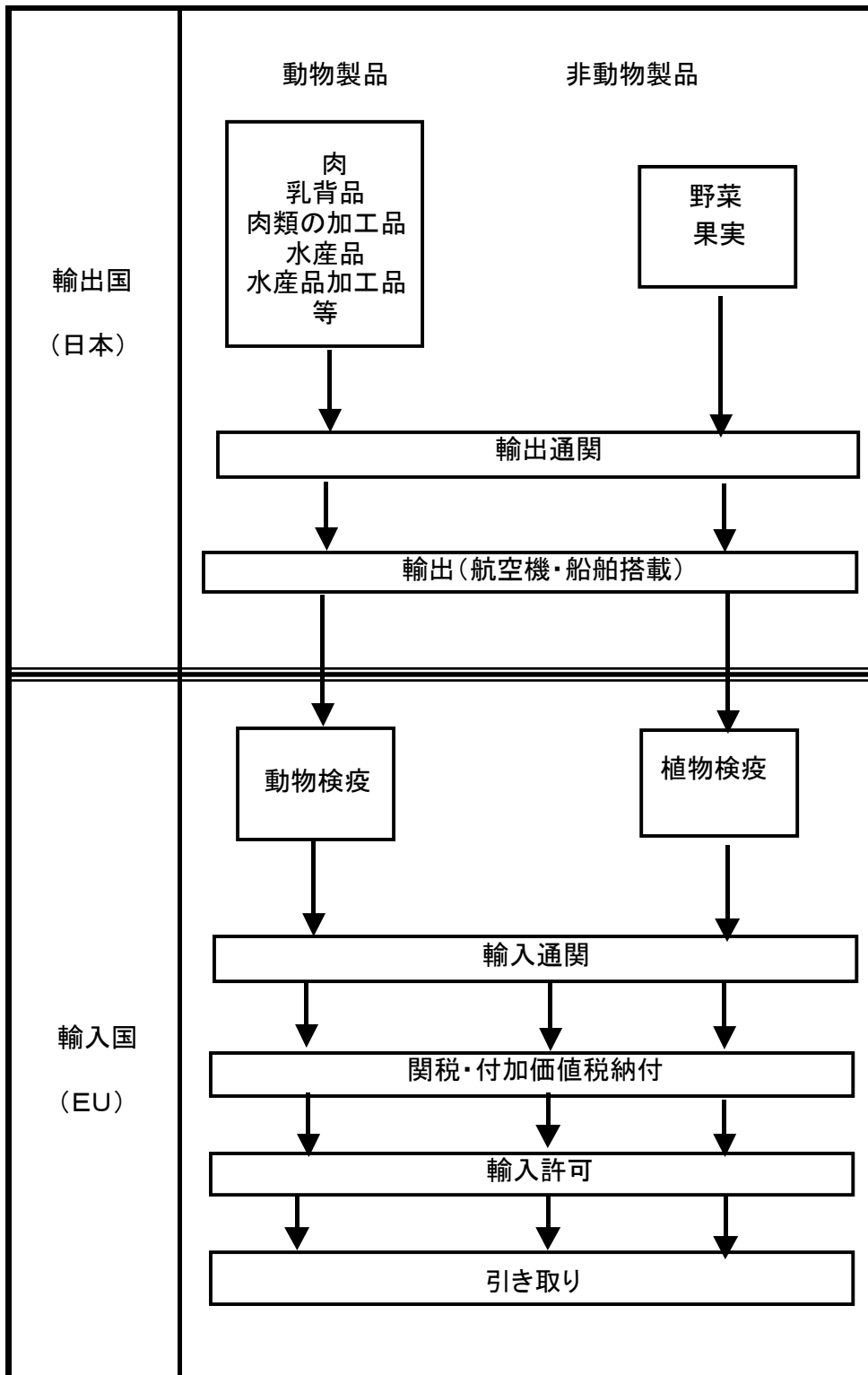
輸入通関の前に動物検疫が行われる。それに合格した品目は、税関審査プロセスに入ることができる。動物性食品は P.13 の「輸出の 3 条件」(前提 1: 輸出可能と E U が認めた国、前提 2: E U に登録された加工場の商品で、前提 3: 衛生証明書が添付された貨物) を満たしている必要がある。

日本の場合、肉類(牛、豚、鶏等)の輸出国として認められていない(上記前提 1 を満たしていない)ため、輸出できないが、水産物(魚類、貝類)は前提 1 を満たしているため、輸出者が前提 2 と前提 3 の条件を満たして、動物検疫検査と税関検査を合格すれば E U への輸入が可能である (P.70 **【図 4-1】**)。

#### **2) 野菜・果実**

輸入通関の前に植物検疫が行われる。それに合格した品目は税関審査プロセスに入ることができる。野菜・果実の場合は、動物性食品の 3 条件がないので、日本の植物検疫を合格し証明書が添付されていれば輸入可能である (P.70 **【図 4-1】**)。

【図4-1】 輸入フロー



(1) 動物検疫

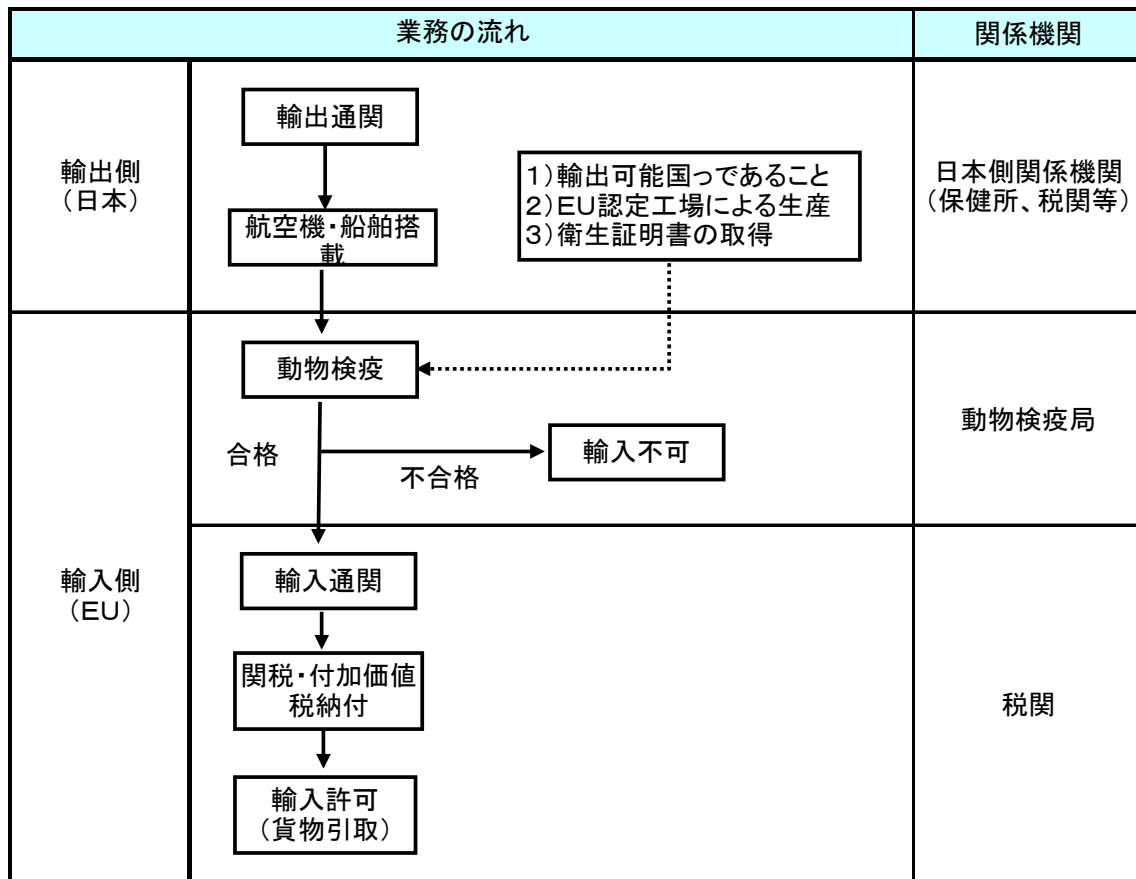
EUに動物製品を輸入するには、輸入通関に先立ち動物検疫に合格しなければならない。ただし、

- ・日本の肉製品はEUでの輸入は不可能（P.13の「輸出の3条件」参照）。
- ・水産物は「輸出の3条件」を満たしていれば、動物検疫手続の開始が可能である。

検疫時には書類検査（衛生証明書のチェックもこの時点で行われる）とともに、ランダムにサンプリング調査による貨物検査が行われる場合もある。

ここで、合格した貨物は税関検査に進んで、輸入許可後に引取りが可能となるが、検疫合格時にEU域内移動を対象にした「自由通行証明」が発行され、この証明書を取得した製品はEU域内であればどこにでも流通することができる。

【図4-2】業務フロー



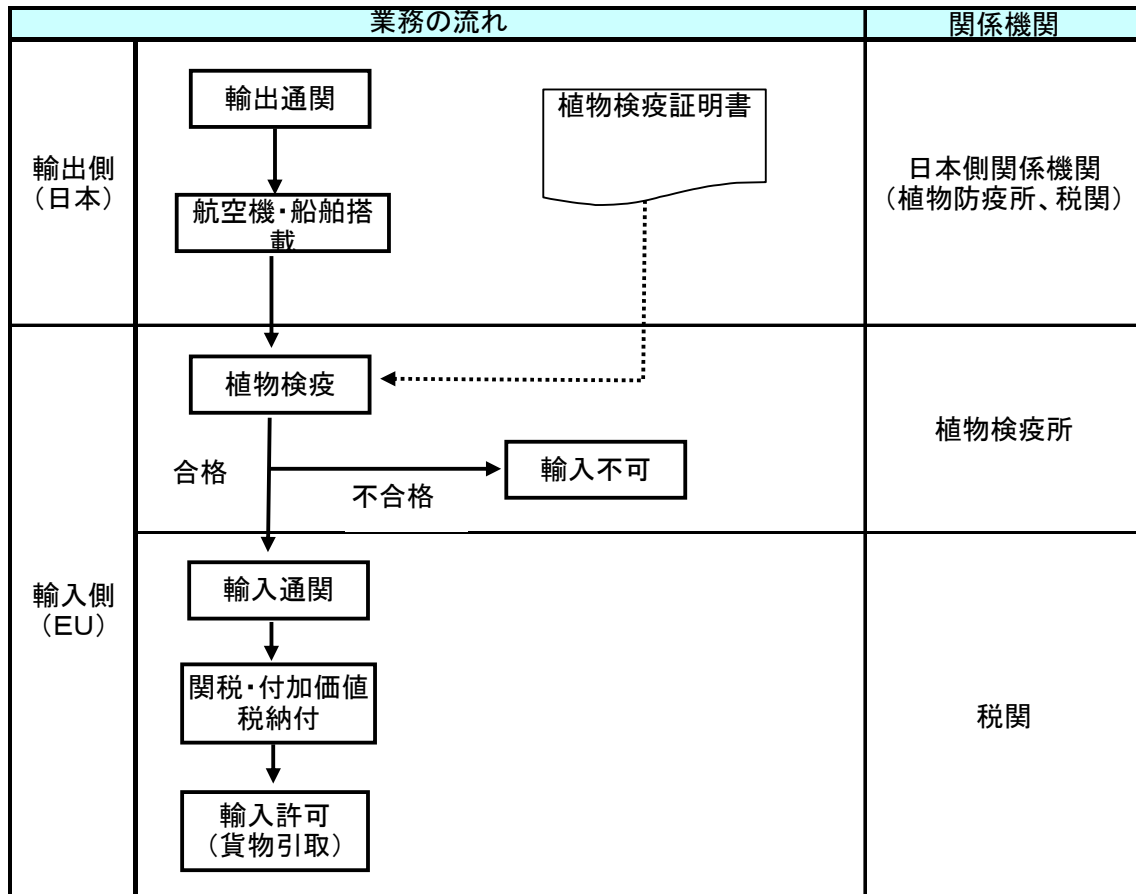
(2) 植物（野菜・果実）

EUに野菜・果実をはじめとする植物食品を輸入するには、税関検査に先立ち植物検疫に合格する必要がある。あらかじめ定められた品目は、輸出国の植物検疫合格書が、貨物に添付されることが必要であり、輸入者は、貨物到着前に担当官に、検査を受けるために貨物到着を予告しなければならない。

野菜・果実の検査は書類審査が行われ、必要に応じてサンプリング調査による貨物検査が行われる場合もある。

ここで、合格した貨物は税関検査に進んで、輸入許可後に引取りが可能となるが、検疫合格時にEU域内移動が可能になる「自由通行証明」が発行され、この証明書を取得した製品はEU域内どこにでも流通することができる。

【図4-3】業務フロー



## II. EUの食品検査の手続

### 1. ライセンス

農作物・製品のなかで、EUの輸入者が事前に輸入ライセンスの取得が必要な品目がある（【表4-1】）。輸入者は、ライセンスに定められた品目・数量を、その有効期間内に輸入することができる。また、数量規制が行われる品目については同時に輸入数量が決定される。輸入ライセンスは「国」が対象となるのではなく「EU」が対象となるので、ライセンスを取得すれば、取得国のみでなくEU全体への輸入が可能となる。

【表4-1】 ライセンス取得品目

油脂
植木・木・花
種子
豚肉
卵
家禽類
オバブルミン、ラクタルブミン
穀物
バナナ
米
野菜・果実
加工果実・野菜製品
羊・山羊肉・牛肉・子牛肉
牛乳・乳製品
ワイン
砂糖
ブドウ糖・シロップ
アルコール

出所：「EU輸入品規制」JETRO ホームページ  
([http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/trade\\_02/](http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/trade_02/))

## 2. 表示規則(ラベル)

食品の内容や安全性についての、正確な情報を消費者に伝達するために、適切な表示が必要となる。EUにおける表示の基本は、EU Directive 2000/13/ECにおいて定められている。この規定は、最終消費者に販売されるもののみでなく、レストランや病院といった顧客店舗や施設へ納品されるものにも適用される。また、GMO（遺伝子組み換え食品）と新規食品には、さらに厳しい規制があり、同法の第7章にその規定がある。

絶対必要な情報として

- ・最終的販売者
- ・成分（重量）

いままでは、25%に満たない成分は表示する必要がなかったが、すべてのアレルギー反応を起こす可能性のある物質（グルテンを含んだ穀物、甲殻類、卵、魚、チーズ、スパイス、ハーブ大豆、ナッツ、ごま、コショウ等）は、表示する必要がある。

- ・正味重量、容積、量
- ・賞味期限

3ヵ月以内のものは月日まで、3～18ヵ月は月・年でよい。18ヵ月以上のものは年でもいい。

- ・特殊な保存方法や使用法
- ・輸入品の場合は、域内供給者の名前や住所
- ・原産地
- ・使用法
- ・1.2%以上のアルコールが入っている場合は、その旨を表示
- ・ロット番号（製造者、包装者、輸入者等が製品の特定できるもの）

製品は安全に供給される必要性から、トレースができることが求められる。そのためそれを可能とするために製品が特定できるロット番号が必要とされる。

EUは25ヵ国であるので、ラベルには複数の言語が使われていてもよいが、最低限その消費国の言語でラベル表示されていることが必要となる（P.75【表4-2】）。

【表4-2】ラベルで使われる言語

現加盟国	母国語（使用する言語）	新規加盟国	母国語（使用する言語）
ドイツ	ドイツ語	チェコ	チェコ語
フランス	フランス語	エストニア	エストニア語
オランダ	オランダ語	ハンガリー	ハンガリー語
ベルギー	フランス語 オランダ語 ドイツ語	マルタ	英語 マルタ語 イタリア語
ルクセンブルク	フランス語 ドイツ語	リトアニア	リトアニア語
アイルランド	英語（イギリス英語）	ラトビア	ラトビア語
デンマーク	デンマーク語	スロバキア	スロバキア語
英国	英語（イギリス英語）	スロベニア	スロベニア語
スペイン	スペイン語		
ポルトガル	ポルトガル語		
ギリシャ	ギリシャ語		
オーストリア	ドイツ語		
スウェーデン	スウェーデン語		
フィンランド	フィンランド語		

また、効能を表示で宣伝すること（疾病を予防したり、治療したりする効果があるといったもの）は、原則として禁止である。ただし、各国は独自の取組みを進めており、一定のルールのもとでの効能表示が認められる方向性にある。

ただし、製品によってはさらに厳しいラベル規定が課せられる品目があり、その詳細は Directive 2000/13/EC の第7章において、GMO や新規食品と同様に定められる（P.76【表4-3】）。



【表 4 - 3】独特の表示義務がある食品

- ・新規食品
- ・特別な栄養素を持つ食品（ダイエット食品や、乳幼児・子供向け食品）
- ・肉（日本製品は輸入不可）
- ・ワイン
- ・蒸留酒
- ・有機食品
- ・ココア・チョコレート製品
- ・砂糖
- ・蜂蜜（日本製品は輸入不可）
- ・フルーツジュースやその類似品
- ・調製乳
- ・コーヒーやその代用品
- ・フルーツジャム
- ・ゼリー
- ・マーマレード
- ・ナットのピューレ
- ・生果実・野菜
- ・牛肉、卵、乳製品（日本製品は輸入不可）
- ・水産物

出所：USDA（米国農務省）、*Gain Report-European: Union Food and Agricultural Import Regulations and Standard Country Report*, 2003 より作成。

### 3. 梱包

#### (1) 木材梱包

ケース等で木材が使われる場合は、EUへの病原虫の侵入を防ぐ目的から、梱包用木材のくん蒸処理を行い、消毒済マークが表示されたものを用いなければならない。

##### ①対象

あらゆる品目の輸送に使用される、梱包ケース、箱、クレート、ドラム及びこれに類する梱包材、パレット、ボックスパレット、及び他の積み荷用ボード、パレットカラーからなる梱包のために使用される木材。

貨物を固定または支えるための木材。ただし、厚さ 6mm 以下の原木及び接着剤処理、熱処理、圧力処理もしくはそれらの組み合わせにより加工された木材は適用されない。

##### ②消毒の内容

国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書Ⅰにより消毒（熱処理又は臭化メチルくん蒸処理）をすること。2009年1月1日からは、剥皮された木材を使用すること。

##### ③消毒済みマークの表示

国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書Ⅱによりマーク表示（輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成 15 年 10 月 16 日付け消費・安全局長通知）別記様式 4 の押印）をすること。加えて、2009年1月1日からは、剥皮された（Debarked）ことを示す「DB」の文字を追加。

詳細は日本の植物防疫所ホームページ（EU諸国向け輸出用木材こん包材に関する情報）参照（<http://www.pps.go.jp/konpozai/index.html>）。

## (2) 内装梱包

EUは食品に直接接する包装資材は、安全であり食品に悪影響を及ぼさないことが必要との認識から規制している。包装材として使用してよい素材・材料は以下のとおりである（【表4-4】）。

【表4-4】 使用してよい包装材（直接直接に触れるもの）

- ・ 接着剤
- ・ 陶器
- ・ コルク
- ・ ゴム
- ・ ガラス
- ・ イオン交換樹脂
- ・ 金属と合金
- ・ 紙と板
- ・ プラスチック
- ・ 印刷用インク
- ・ 再生セルロース
- ・ シリコン
- ・ 織物
- ・ ニスとコーティング
- ・ ワックス
- ・ 木

出所：ホームページ Gateway to the European Union の Food safety  
([http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/foodcontact/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/foodcontact/index_en.htm))

## 4. 添加物規制

EU全体での規制が定められ、使用可能な添加物のリストがある（【表4-5】）。このリストにないものは使用できないが、各メンバー国は2年間有効で一時的に自国で使用することができる添加物を認可することが可能であり、この制度を使えばリストにない新規のものも使用できる。

食品添加物は最小限度の使用とすることが原則であり、使用の上限基準がないものでも、最低限度の使用にとどめる努力が求められる。ただし、この添加物リストには加工補助材や香料は含まれておらず、ミネラル、ビタミン添加物といったものもこの規則に含まれていない。これらの物質は、それぞれの国での規定に委ねられる。

【表4-5】 EUで認められる添加物

種類	根拠法とリスト	内容
甘味料	Directive 94/35/EC	食品によって最大使用量が決められる。
着色料	Directive 94/36/EC	別表1) 使用していない着色料 別表2) 着色料を利用できない食品 別表3) 限定された着色料しか使えない食品 別表5) 一定量の使用が認められる着色料 別報6) 一定条件のなかで使用が認められる着色料
その他の添加物	Directive 95/2/EC	別表1) 使用してしてよい着色料 別表2) 上記のうち、限定された添加物しか利用できないチョコレート、ジュース、野菜、果実、米、パスタ、アルコール等が含まれる。 別表3) 保存剤、非酸化物 別表4) そのほかの添加剤 別報5) 認められる媒体と媒体の用材 別表6) 乳幼児用に認められた添加物

出所：ホームページ Gateway to the European Union の Food safety  
([http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/additives/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/additives/index_en.htm))

例えば、ドイツ、スペイン、オランダはEU規則に則っている。フランスは、1997年の官報で使い方やその制限あるいは最大使用量が決まっている。

## 5. 農薬、残留規制

現在約 150 種類のもので EU 全体で、その最大使用量が定められている段階であり、それ以外のものは、各国が独自に規制している。ただし、基本的には、国際ルール（CODEX 等）に則っている。

現在、すべての分野や品目をカバーした EU 統一規則の作成作業が進められており、近年中にその完成と履行が目指されている。

野菜・果実は、もちろん、それを使った製品もこの基準に沿った商品が使用される必要がある。

すべての規制商品と最大使用量は EU により公開され、

- ・ 農薬糖の種類別の最大使用量
- ・ 作物別の最大使用量
- ・ 商品別の最大使用量

で整理され、閲覧可能である。

ホームページ Gateway to the European Union

([http://ec.europa.eu/food/plant/protection/pesticides/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/plant/protection/pesticides/index_en.htm))

EU 規則以外の独自の規則を持つ国としては、

- ・ フランスは独自に認可されたもの／認可を取り消されたもの、代用品、またその許可使用量と使用可能な野菜を定めている。

(<http://e-phy.agriculture.gouv.fr/bas.htm>)

- ・ ドイツにおいても、EU 規則以外で独自規制をもつ。EU 規則がカバーするのは 30% のことである。

([http://www.bmelv.de/nn\\_761970/DE/02-Verbraucherschutz/Lebensmittelsicherheit/Rueckstaende/RueckstandshoechstmengenVO.htm](http://www.bmelv.de/nn_761970/DE/02-Verbraucherschutz/Lebensmittelsicherheit/Rueckstaende/RueckstandshoechstmengenVO.htm))

- ・ オランダにも独自規制がある。( <http://www2.rikilt.dlo.no/vws/index.html> )

ちなみに、イタリア、スペインは EU 規則に準じているとのことである。

## 6. 汚染物質

汚染物質（重金属、ダイオキシン等）は生産者が食物に添加しない場合でも、その生産、包装、輸送、保管のいろいろな過程で、意図的でなくても商品に付着する可能性があります。また、環境汚染からの影響も考えられる。これらの物質は消費者にとって悪影響があるので、EUでは規制を設けている。

汚染物質に対する基本原則（Regulation 315/93/EEC）では、

- ・受け入れがたい量の汚染物質を含んでいる食物は、市場に入れない。
- ・汚染物質濃度は、可能な限り低くするようにすること
- ・公衆衛生を保護するために、特定の汚染物質大許容レベルを設定すること

としている。

それを受け、以下のような物質で最大許容レベルが設定されている。

【表 4－6】許容レベルが定められる汚染物質

物質	対象等
硝酸塩	レタス、ホウレンソウ
アフラトキシン	ナッツ、ドライフルーツ、穀類、スパイスとミルク
食品重金属鉛、カドミウム、水銀	食品全般
3-MCPD	醤油と加水分解された植物タンパク
ダイオキシン	食品全般
オクラトキシン A	穀類とシリアル製品と乾燥つる果物
Patulin	リンゴジュース、飲料の中のリンゴジュース成分
ベンゾピレン	特定の食品
多環式芳香族炭化水素類	食品全般

出所：USDA（米国農務省）、Gain Report-European: Union Food and Agricultural Import Regulations and Standard Country Report, 2003 等より作成。

## 7. 遺伝子組み換え食品

2004年4月18日以降、EUへの遺伝子組み換え食品は Regulation (EC) No 1829/2003 で規定されることとなった。これにより、EUで流通させようとする場合は、新たに許可をうることが必要になり、遺伝子組み換え食品を使用した加工品も同様の規制を受けることになった。

2004年4月18日以前は、遺伝子組み換え食品（GMO: genetically modified organism）が「新規食品」とみなされており、現在までに18種類が認められているが、これらにはトウモロコシや大豆、そして綿油や種油がある。

GMOを含む食品は、

- ・ GMO 製品であることを表示せねばならず
- ・ そのトレース（誰からきて誰に渡したか）がわかる手続・システムをもつこと
- ・ GMO 食品を引き渡す際は、その旨を受け手にきちんと伝達すること
- ・ 少なくとも5年間の記録を保持し、必要な際には提示できること

となる。

また、GMO食品の混入率0.9%までなら不可避免的に混入する可能性があるものとして、GMO食品でないと分類されるが、それを超えるとGMO食品として分類される。

## 8. 新規食品

新規食品とはEUに1997年5月15日以前に輸入されていなかったものと定義されている（EUのなかで1ヵ国でも輸入されていればよい）。これらの食品はEUに引き続き輸入することができるが、それ以降の新規に輸入する食品は安全であることを証明せねばならず、輸入の前にその可否につき申請を行い、許可を受けなければならない（Regulation 258/97）。

その申請方式は Commission Recommendation 97/618/EC に示されており、科学的に安全を示すデータとして、現在まで流通している食品と同レベルの危険性しかないことを示す資料が必要となる。1997年から2004年までに53種類の申請があり、14が認可された。

また1997年5月以前はあまり入っていなかった、次のような製品についても申請し許可を受けなければならない（Regulation 258/97）。

- ・食品や食品成分で遺伝子組み換え食品を含んでいるもの
- ・食品や食品成分で新規に、あるいは意図的にその分子構造を変えたもの
- ・食品や食品成分で藻・微生物・菌類から分離したもの
- ・食品や食品成分で植物を含んだり抽出されたもの、食品成分で動物から抽出されたもの（ただし、伝統的製法や安全な繁殖によるもので歴史的に安全と認められるものはこの限りでない）⇒ 醤油や味噌がこれに分類される可能性がある。
- ・現在、一般に使用されていない方法で製造された食品や食品成分。その製造方法で大きく製品の内容や構造を変えるもので、その栄養価や人体代謝のレベルを著しく損ねるもの



## 9. 有機食品(オーガニック)

オーガニック食品は製造方法、ラベル、検査体制等の基準を満たす必要があり、これが満たされないと「オーガニック」という表示をすることができない。日本製品の場合、輸出食品が有機 JAS 制度の格付け認定を取得したものであれば、食品添加物や農薬を使用していないため、EUの規則に抵触することはない（EUのオーガニック基準は日本の有機 JAS 基準と同調しているため）。ただし、自主的に大手の小売業が、EUREGAP という生鮮品に対する要求事項を満たしていることを示す書類の発行を要求するケースも増えている。

日本と同様のオーガニック食品の格付け制度を有する国として、EUの15ヵ国（イタリアをはじめ、アイルランド、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ）とスイスがある。

このことは、日本国内で有機 JAS 格付け認定された検査データが、EUオーガニック食品認証統一基準の制度と整合性があるということの意味するので、この地域の認定機関に輸出する食品の検査データを提出し、現地でEUオーガニック認定を取得することが可能である。

また、EU産有機農産物や有機食品を現地で有機 JAS 格付け認定ができる日本国農林水産大臣登録の外国認定機関が、EUに16機関（イタリア7、ドイツ2、デンマーク2、オーストリア1、オランダ1、フランス1、ベルギー1、スペイン1）と、スイスに2機関あるので、このようなEUオーガニック食品認証統一基準と有機 JAS 格付け制度の双方に精通している認定機関に検査データを提出し、EUオーガニック認定を取得する方法もある。

出所：JETRO ホームページ「貿易・投資相談 Q&A（イタリア編）」  
([http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/it/qa\\_01/04A-001105](http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/it/qa_01/04A-001105))